

東住吉区役所発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「朝日新聞」「日本経済新聞」購読料	図書	株式会社アサヒ・コバヤシ	102,552円	平成27年4月1日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	G8	-
2	平成27年4月12日執行統一地方選挙における期日前投票事務従事者及び投票所事務従事者（区職員を除く）昼食・夕食（弁当）買入	食糧品	株式会社ハークスレイ	252,800円	平成27年4月2日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	G5	-
3	平成27年5月17日執行予定大阪市における特別区の設置についての投票に係る啓発宣伝自動車借り上げ業務	賃貸	光広告株式会社	851,040円	平成27年4月21日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	別紙参照	-
4	平成27年5月17日執行特別区設置住民投における期日前投票事務従事者及び投票所事務従事者（区職員を除く）昼食・夕食（弁当）買入	食糧品	株式会社ご馳走屋惣兵衛	329,600円	平成27年4月24日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	G5	-
5	平成27年11月22日執行予定 大阪市長・大阪府知事選挙における期日前投票事務従事者及び投票所事務従事者（区職員を除く）の昼食・夕食買入	食糧品	有限会社あちらかフードシステム	329,600円	平成27年10月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	

随意契約理由はこちら

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年 5 月 17 日執行予定大阪市における特別区の設置についての投票に係る啓
発宣伝自動車借り上げ業務

2 契約の相手方

光広告株式会社

3 随意契約理由

本事業の予算は、4 月 6 日に市選管から内示を受けているが、4 月 28 日から事業実施するには、実施日の一週間前に警察へ届け出る必要があり、21 日までに業者決定しなければならない。この期間において、大阪市契約規則第 17 条に定める借入における随意契約の上限額の範囲内で公募型見積合わせを行うこととし、あらかじめ複数の業者から下見積を徴収するも、すべて上限額を超過した。

光広告株式会社は、徴収した下見積の中で唯一予算の範囲内であり、また、4 月 12 日執行の統一地方選挙の啓発自動車借り上げ業務の受注者であるため、予算を超過せず、かつ短期間で円滑に業務を履行することができる。

以上により、光広告株式会社と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

東住吉区役所総務課（電話番号 06-4399-9977）